

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
宮崎県延岡市	1)	子ども一人ひとりの学習到達度を総合的に記録・評価・見える化し、学年や小・中毎に定められた内容を超えた学習を認容 小学校への学校設定教科の導入	「学びEポートフォリオ」上に連携された学習データにおいて、基礎学力の習熟度を客観的に評価し、見える化する。 この習熟度は、家庭や地域で得た学力を含めて評価し、子どもの習熟度に合わせた学びの提供機会を創出する。 市として、小中学校に新たな教科設定を可能にする。	個別最適な学習機会を得られることにより、子どもの主体的な学びが実現する。先行して学びを進められる子どもは更なる学力向上が、また遅れがちな子どもは学び直しのチャンスを得られる効果が期待できる。 これらにより、教育面での不安等を理由とした市民の転出や単身赴任等を解消し、人口減少を抑制する効果が期待される。	学習指導要領では、小中学校の各学年で学習すべき内容・授業時間を、全ての子どもに一律的に規定している。  高校では「学校設定教科」・「学校設定科目」、中学では「その他特に必要な教科」があるが、小学校には同様の仕組みが無い。	教育基本法施行規則 51条 小学校の授業時間数 73条 中学校の授業時間  中学校学習指導要領 総則編 第10節 平成29年度告示 その他特に必要な教科	一年間で実施すべき学習内容を、教科別の授業時間数で一律的に規定するのではなく、少なくとも習得すべき学習内容として規定し、授業時間の増減を認める。 授業時数特例校制度では、各教科の標準授業時数の1割を超えない範囲の授業時数を減じることができることになっているが、本市ではその上限を大きく超える時数で教育課程の独自編成を全市で継続的に行う。 学習が進む子どもには上の学年の学習機会を与え、それをポートフォリオ上のデータとして記載し、データを本人・保護者に帰属させる。 記録内容は次の学年・学校にも連携する。	文部科学省	ご提案の内容の詳細が明らかでなく、現時点で明確な回答は難しいため、まずは本提案の実現に向けて、現行制度において実施不可能又は困難となっている事柄及びその理由について、お伺いさせていただきたいと思います。 なお、現行制度でもすでに、 ・学習指導要領において示している内容に関する事項は全て取り扱わなければならないとした上で、学校において特に必要がある場合は、児童生徒の学習状況に応じ、学習指導要領に示していない内容を加えて指導すること ・教育課程特例校制度を活用し、要件を満たした上で、例えば、ある教科等の授業時数を削減して新教科等を創設するなど、特別的教育課程を編成することが可能となっているところです。 特定の教科の授業時数を削減し、その授業時数を新教科等の授業時数に充てる特別的教育課程を編成したい場合は、教育課程特例校制度の活用が考えられます。同制度については、毎年度申請が必要なものではなく、一度申請をして教育課程特例校に指定されれば、廃止申請を行うまで指定は継続されます。
宮崎県延岡市	2)	他校や外部と接続した同時双方向遠隔授業の認容  (遠隔教育実施時に配信側・受診側で必要となる教員の規定緩和)	高校では既に認められている同時双方向の遠隔授業を、小中学校でも実現させる。  また、離島や中山間地域を中心に生じている教員の不足に対応する為、他校や外部と接続した同時双方向の遠隔授業を実施する。  さらに、病気や不登校によって学校に通えない子供に対しても、学びの場を確保する。	免許外科目の担当や複数学校を掛け持ちする非常勤教員、複式学級等が解消でき、子どもの学びを大きく改善することが可能になる。  また、今後の人口減少・少子化にあたり、同時双方向の遠隔授業を取り入れることで、学校の統廃合等を含めて持続可能な教育環境・教育サービスの維持方法を検討する選択肢が広がる。	H27に高等学校の遠隔授業（集合型・同時双方向型）は解禁されたが、小中学校での遠隔教育は基本的に認められていない。  免許外担任の授業を遠隔授業で免許保有教員が支援する場合には認められているが、受信側にも免許保有教員の同席が必要。 制度的に遠隔授業が認められている高校でも、36単位が上限となる。	「遠隔教育の推進に向けた施策方針」の策定について（30文科生第417号 平成30.9.20通知）  新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について（2文科初第87号 令和2年4月10日通知）	新型コロナによる休校時には、課程の修了・卒業の認定に弾力的な対処が求められ、家庭学習の成果等により習熟度を判断し、履修を認める措置が取られた。  遠隔授業による学習についても、習熟度を判断し、履修を認めることとする。受信側に教員免許を持った教員がいる・いないを問わず、子ども自身の習熟を判断することとする。  遠隔教育特例校制度は、毎年度申請が必要な特例制度であり、本市では申請によらず恒常的に同時双方向遠隔授業により、当該校以外の指導者が授業を行うとともに、長期的な視点に立ったカリキュラム設計のもと、評価、履修認定を行う。	文部科学省	学校教育は、教師から児童生徒への対面指導、児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われるものであり、授業だけでなく、学校行事や部活動、教師や友達との触れ合いの中で、子供を育むものであり、学校に登校することで「出席」となります。平成27年度に高等学校で認められた同時双方向型の遠隔授業（教科・科目充実型）については、既に中学校においても、受信側に当該免許ではない教員を配置したうえで、同時双方向型の遠隔授業を行うことができる特例制度を設けているところです。なお、遠隔教育特例校制度については、毎年度申請が必要なものではなく、一度申請をして特例校に指定されれば、廃止申請を行うまで指定は継続されるものです。 また、病気療養や不登校によりやむを得ず学校に来ることができない子供たちに対する遠隔・オンライン教育についても、GIGAスクール構想の実現を受け、より一層円滑に行うことができるよう、取組を進めているところです。 さらに、高等学校段階においては、令和3年2月26日付「高等学校等における遠隔授業の実施に係る留意事項について（通知）」により、主として対面により授業を実施するものは、36単位までとされる遠隔授業による修得単位数の算定に含める必要はないこととしています。 今般ご提案いただいた内容の詳細が明らかではないため、現時点での回答は差し控えたいと思いますが、学校の授業における遠隔・オンライン教育については、現行制度においても、学校の創意工夫の中で柔軟な活用が可能であるところ、まずは本提案の実現に向けて、現行制度において実施不可能又は困難となっている事柄及びその理由について、お伺いさせていただきたいと思います。
宮崎県延岡市	3)	教員免許取得者以外の者を教育の場に参加させる	単独の学校教員だけでは提供困難な幅広い学び・活動の機会を提供する為、オンラインを活用した同時双方向授業を取り入れ、複数の学校間、学校と社会を繋げた学びの機会を創出する。	市民の生涯学習の機会も飛躍的に増える効果がある。STEAM教育を進め子ども達が社会と繋がることは、「Society5.0時代に必要となる21世紀型のスキルの獲得、コンピテンシーの育成」となり、教員の部活動指導の負担を解消し、働き方改革にも寄与する。	例外的に免許状を持たない人が教壇に立てるのは、教科の一部の領域について優れた知識・技能を持つ場合に限られている。 また、特別免許は県教育委員会が発行することとなっている。	教育職員免許法 2条、3条（相当免許主義）  教育職員免許法 3条の2（特別非常勤講師制度） 教員免許状を持たない人が教科の一部を授業することが可能	免許を有する教員によるオンライン授業を活す等により、例えば保健室で授業を受けたり、入院病室で自主学習を続けることについても、一定の研修を受けた大人が学びをサポートすることで、習熟度を満たしていれば履修を認めることとする。  毎年度申請が必要な現行の特例制度では恒常的なカリキュラム編成を行うことが困難である。当該教科の指導要領上の出欠取扱については、教育課程の時数ではなく、習熟度による履修認定制度を恒常的に導入可能とする。	文部科学省	教育課程特例校制度、遠隔教育特例校制度、授業時数特例校制度については、毎年度申請が必要なものではなく、一度申請をして特例校に指定されれば、廃止申請を行うまで指定は継続されます。 なお、「当該教科の指導要録上の出欠取扱については、教育課程の時数ではなく、習熟度による履修認定制度を恒常的に導入したいことから規制改革を求めるものである。」については、お尋ねの趣旨が明らかではないので回答を控させていただきます。
宮崎県延岡市	4)	特別教員免許を、県から市の教育委員会が発行する	上記の目的で教員免許を持たない市民が学習を指導する場合には、特別教員免許が必要になる。  この際、高い技術や知見を有する者には、延岡市教育委員会が特別教員免許を発行して、授業における教員として活用する。	3)と同じく、STEAM教育を進め子ども達が社会と繋がることになり、「Society5.0時代に必要となる21世紀型のスキルの獲得、コンピテンシーの育成」となり、教員の部活動指導の負担を解消し、働き方改革にも寄与する。	教員免許の発行は、都道府県の教育委員会であり、市の中で独自・柔軟に発行することは出来ない。	教員免許法 5条、6条（別表）  (教員免許を発行する主体)	高い技術や知見を有する者には、延岡子ども未来創造機構が人材を確保した上で、延岡市教育委員会が特別教員免許を発行できるようにする。  構造改革特区のメニューに位置付けられていることは理解しているが、特別教員免許の発行数は伸び悩んでいる(平成30年度文科省発表では、小学校13件、中学校58件)。本市では単独で延べ100名程度の人材を継続的に確保し、市教育委員会が特別教員免許を発行する想定であるため、特区としての暫定的な措置ではなく、恒常的な取り組みとして、市教委による免許発行を行うことが本市が予定する人数規模の教員の人材確保に重要と考えており、規制改革を求めるものである。	文部科学省	構造改革特別区の「830市町村教育委員会による特別免許状授事業」については、都道府県教育委員会と同様に認定を受けた市町村の教育委員会により実施される教育職員検定によって特別免許状（ただし、授与した市町村においてのみ有効）の授与が可能となるものです。なお、特区の認定を受けた場合は、特区計画が大幅に変更する等なければ毎年度申請が必要なものではないため恒常的に活用いただける制度です。 上記の各制度についても毎年度の申請は不要であるため特区のメニューにおいてご対応いただければと思います。 既存制度でも対応可能と考えられるところ、具体的な活用方法も含め御検討ください。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
宮崎県延岡市	5)	避難行動要支援者の情報について、災害の発生に備え、歩行が困難な要支援者の情報は、本人の同意が得られない場合であっても避難支援等関係者に提供することを可能とする。	避難行動要支援者に係る個別避難計画の策定が努力義務化される見通しの中、本人の同意が得られない場合であっても、歩行が困難な高齢者や障がい者等の要支援者の情報を平常時から、消防機関や県警察、民生委員等の避難支援等関係者で共有することを可能とすることで、平時からの災害の備えや個別避難計画の策定につなげる。	歩行が困難な高齢者や障がい者等の要支援者の情報を取り込みシミュレーションを行うことで、具体的かつ詳細な個別避難計画を策定することができ、これを平常時から避難支援等関係者で共有することで、誰一人取り残さない防災対策を講じることができる。	災害対策基本法においては、自治体に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられているが、この情報を平常時に避難支援等関係者で共有する場合、本人の同意が必要と規定されている。	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第四十九条の十一	シミュレーターで活用する場合に、本条第二項の「名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、このかぎりでない。」の部分について、歩行が困難な避難行動要支援者等については、本人の同意を得ることなく情報を活用・共有することができるように改正する。	内閣府	○ 災害対策基本法第49条の11第2項ただし書において、条例に特別の定めを置くことにより、本人の同意を得ることなく名簿情報を提供できる旨、既に規定しており、また、「歩行が困難な」避難行動要支援者を除いておらず、これらのことから、災害対策基本法の改正を行う必要はないものと考えている。
宮崎県延岡市	6)	市が保有する個人情報・過去の被災状況情報の目的外の活用（避難支援等のための活用）を可能にする。（例えば、固定資産台帳をシミュレーターのインプット情報として利用する等）	被災状況をシミュレーションして防災対策を検討するにあたり、自治体が管理している情報には、建物の用途・構造・規模等、市民の住所・家族構成、避難時要支援者名簿等がある。被災状況のシミュレーション、防災対策の立案において、これら行政が有する情報を利用して、実態に即したシミュレーションを行う。	被災状況のシミュレーションにおいて、詳細な被害状況の違いを試算することが可能になる。設定したシナリオの変化がシミュレーション結果に反映されることで、どのような対策を講じる必要があるのか、何をすれば被害を抑制できるのかをリアルに考えることが可能になる。	市が管理する市民の情報は個人情報に該当しており、目的外での利用が禁止されている。被災状況のシミュレーションでの利用は、個別の情報を取得した目的とは異なっており、目的外利用となるため、行えない。また、被害想定をシミュレーション結果は、シナリオ作成に協力する市民にも開示が必要があり、行政内だけで利用するものでもない。	個人情報保護法（基本法） 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 延岡市個人情報保護条例（第4条 利用目的の明示）（第8条 利用及び提供の制限）	直接的には条例の規定であるが、条例は国の機関に適用される保護法や基本法に準拠しているため、特区による目的外利用の緩和措置を明記する。  利用できる場合の条件の一つとして個人情報保護法八条、及び災害対策基本法第四十九条の十一に追加的な規定を設ける。	内閣府	市が保有する個人情報の取扱いについては、市が定める個人情報保護条例に基づき判断されるものであり、災害対策基本法の改正を行う必要はないものと考えている。 なお、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律では、国の行政機関が保有する個人情報について利用目的の利用・提供を原則として禁止しつつ（法第8条第1項）、各行政機関の長の判断において、本人の利益や社会公共の利益になるなど一定の場合には利用目的以外に利用・提供することが可能である（同条第2項）とされているところ。
宮崎県延岡市	8)	データ分析の結果をもって健診の受診勧告を行うシステムについて、医療機器として扱う範囲を緩和する。	市民の健康データを複数のDBを用いて構築し、AIによるデータ分析を行って疾病リスクの高い人、重症化の恐れが高い人を判定し、健診受診を促す。	解析プログラムを用いて疾病リスクの高い人を割り出し、ピンポイントで効率的に健診を促す。	プログラムが医療用機器として認定されると、民間事業者の判断で当該業務を行うことが出来なくなる懸念がある。 今年3月にプログラムが医療用機器に該当するかどうかの判断ガイドラインが掲載されている。	プログラムの医療機器該当性に関するガイドラインについて（薬生機審発0331第1号、薬生監麻発0331第15号 令和3年3月31日） 医薬品医療機器等法	プログラムは多種多様にわたっており、容易に判断が出来ないことから、医療機器として扱う範囲を緩和していく。	厚生労働省	本件は、入力値に類似した検査結果を有する者から構成された母集団における、リスクの可能性を割り出し、健康診断受診を提案することを目的としたプログラムであるため、個人の疾病の有無を判断するのではなく、規制のかららない範囲で対応が可能と考えております。もし、個別のプログラムの該当性判断に疑問がある場合は、PMDAの「一時的相談窓口」又は監視指導・麻薬対策課の「プログラムの医療機器該当性の相談窓口」にて相談を受けつけております。
宮崎県延岡市	10)	公共交通機能の一部を代替する為、企業や学校等の送迎バスを利用して、有償での住民混乗を行う	企業、学校、福祉施設の送迎等、特定の顧客（運送需要者）の利用目的で運行されている送迎バスやスクールバスについて、時間やエリアを限定して一般市民が利用できるように開放する。	バス交通ネットワークが不十分なため、公共交通の利便性が低い地域や時間帯において、学校の送迎バス等を利用することで公共交通を補完し、実質的にダイヤ本数を拡大するなど、市民の利便性を高め、公共交通の利用促進を図る。	乗合バスと特定顧客だけを相手にするバスでは、登録すべき事業種別が異なっており、相互の活用ができない	道路輸送法 第4条 コミュニティバス等は、道路運送法上、一般旅客自動車運送事業  送迎バスは第43条（特定旅客自動車運送事業）の送迎バスで実施する。	乗合バスとして市民を乗車させる場合の割合、条件（企業や学校の対象乗客が少なくないなど）を定めて、一定割合迄であれば市民を有償で乗車させられるようにする。  自家用有償旅客運送の登録は、地域公共交通会議、運輸局への手続き等に時間を要するため、この手続き等の簡素化し、特定旅客自動車運送事業者が新たな許認可や登録等を得ずとも有償での住民混乗を行うことができる規制改革	国土交通省	特定旅客自動車運送事業については、特定の者の需要に応じ、一定範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業であるため、限定された旅客を運送する必要があるほか、特定旅客自動車運送事業の経営により当該営業区域に関連する他の一般旅客自動車運送事業の経営及び事業計画の維持が困難となり、公衆の利便が著しく阻害されるおそれがないことが必要となる。 貴市の提案する事業が特定旅客自動車運送事業の規制に抵触するか否かは、個別の運送形態を踏まえて実質的に判断する必要があるところ、頂いた情報のみでは判断できなかったため、個別にご相談いただきたい。
宮崎県延岡市	16)	家電等により収集された個人の行動履歴やバイタルデータ等を診断目的で利用する場合の医療機器申請に関する規制の緩和	自宅や学校などに設置される家電等が、個人の行動に伴い収集するデータ、ならびに自動的に検知する多種多様なデータを、医療関連の分析・診断に活用する。	豊富な健康データや生活パターンをもとにしたデータ分析や診断がさらに進むことで、市民の健康寿命を延伸するとともに、生産労働人口の減少や社会保障費の増加に対応する。	医療行為に使用される機械は、計測デバイスも含めて全て「医療機器」に該当するが、医療機器の製造・販売には企業がクラスに応じて届出、認可を得る必要がある。 家電等のログデータを診断に使う場合も該当するが、クラスの明確な線引きや、プログラム更新のたびに届出・認可が必要となり、更新が頻繁なものについて、都度手続きを行うのは困難	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第23条	通常、「家電」に該当する機器を個人が利用する際に収集されるデータを特定の医療診断の目的にのみ使う場合に関しては、当該家電等については医療機器としての申請等を不要とする。	厚生労働省	疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼす目的を標ぼうしない「家電」の医療機器申請は不要です。また、「家電」から得られたデータの活用については医薬品医療機器等法において規制されるものではありません。
宮崎県延岡市	17)	延岡こども未来創造機構が管理する児童生徒のデータについて、人工知能等を活用して事業者が分析を行い、児童生徒の体調の変化や心の不調を早期に把握し、対策可能にするための規制改革	保護者が希望した場合、児童生徒のバイタルデータの収集・分析により、体調の変化や心の不調を機械学習等を用いて把握することで、学校におけるいじめ対策・不登校児童のケアを行う。	保護者や学校の教員だけでは発見できない様々な問題・課題を人工知能等を活用し、早期に発見することで、学校、家庭、地域が一体となって早期に解決策をとる効果をもたらす。 特に、いじめを始めとする見えにくい様々な要因による心理的なストレスや不安等、こどもの「心の声」を早期にキャッチし、対策を講じることができる。	校務支援システムで管理される就学時健康診断票・学校定期健康診断票を顕名で事業者が収集・分析する取り決めがない。 なお、次世代医療基盤法においては、特定の個人を識別不可とした匿名加工情報であれば収集・分析が可能だが、不可逆な匿名化処理がされているため、たとえ兆候が確認されても、対象児童を特定することはできず、対策を打つことができない。	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第2条（定義）	延岡市の延岡こども未来創造機構が管理する児童生徒のデータについて、保護者が承諾したデータについては、顕名でのデータ収集・分析を可能とし、不登校などの心身の不調の兆候が見られた児童生徒については、延岡こども未来創造機構が元データと突合することで、保護者に児童生徒の状態をフィードバック可能にする法令を制定する。	文部科学省 内閣府 個人情報保護委員会	就学時健康診断票や学校定期健康診断票の情報について、基本的に本人及び保護者の同意があれば顕名で事業者が収集・分析することは可能かと思いますが、個人情報の取扱いには十分配慮しなければならないため、本人や保護者への丁寧な説明の上で同意を得る必要があると考えます。
宮崎県延岡市	18)	ダイナミックプライシングによる公共交通、タクシー等の運行、ならびにデマンド交通、相乗りタクシーの導入に向けた運賃及び料金に関する制度改革	シミュレーション技術や人工知能等を活用し、交通の需給バランスを分析することで公共交通やタクシー等の料金を動的に変更可能とする。 併せてデマンド交通や相乗りタクシーを導入することで延岡市の交通を最適化し、市内移動に関する利便性を向上する。	利用の少ない時間帯は安価で公共交通やタクシー等が利用可能、また、混雑時間帯は、タクシーがつかまり難いといった利用者のニーズに応えることが、需給バランスの調整で可能となる。 また、公共交通、タクシー、デマンド交通、相乗り交通等の組み合わせにより利便性が向上、需要が増加することで、高齢者の免許返納に繋がりが安心・安全な社会となることが期待される。	現在、バス、タクシー等の運行会社は、自社で運用する運賃を決定し、更に障害者割引や深夜早朝割増を定めることができるが、需給バランスに応じて運賃を変動させ、減額・増額をすることはできない。	道路運送法 第9条（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）	国土交通省の許諾を得ることなく、事業者が独自に運賃及び料金を決定することを可能とする。また、需給バランスによって自由に決定することを可能とする。	国土交通省	タクシーの運賃及び料金は、旅客に不利益が生じないよう、特定の旅客に対し不当な取扱いでないかを審査する必要がある。 また、タクシーにおける変動運賃制の導入については、公共交通機関としての役割をしっかりと果たすことができるよう、利用者が受け入れられない高額な運賃となったり、事前に利用者が支払う運賃がわからないまま変動しないよう、条件を設定する必要があると考えている。 このため、国土交通省としては、まずは、令和3年10月から実施している事前確定型変動運賃の実証事業の結果を踏まえ、運用上の課題を抽出し、今後の制度化に向けて検討していくこととしている。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全 省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
宮崎県延岡市	19)	相乗りタクシーやライドシェアに導入により、市民が助け合いながら移動手段を提供しあうための、自家用自動車を使用した有償輸送に関する規制緩和	サービス提供可能な時期、時間帯、運送地域、ルート、安全性を担保するためのドライバーに係る要件等を定義した上で、スマートフォンなどから利用者とドライバーをマッチングする自家用自動車を使用した有償でのライドシェアサービスを提供する。	先端サービス8により、住民の行動履歴データを活用して公共交通の利便性向上を図るが、時間帯や地域によっては依然、供給不足となる可能性があるため、本サービスにより市民の移動の利便性を向上する。高齢者の免許返納にも繋がり、安心・安全な社会となることが期待される。	自家用自動車を使用した有償でのライドシェアは、災害のため緊急を要する場合と、市町村や特定非営利活動法人等が交通空白輸送や福祉輸送を行う場合に制限されている。	道路運送法 第78条 通達「道路運送法における許可または登録を要しない運送の態様について」(国土交通省自動車局旅客課長 国自旅第328号 令和2年3月31日)	自家用自動車を使用した有償でのライドシェアについて、④の条件を緩和し、特定の条件下、有償での市内の輸送を可能とする。具体的な時期、時間帯、運送地域、ルート、安全性を担保するためのドライバーに係る要件については市で決定可能とする。	国土交通省	規制改革事項について明確化を要するが、国土交通省としては、自動車による有償での旅客運送において、安全の確保、利用者の保護は最重要の課題と認識している。自家用車を用いたいわゆる「ライドシェア」は、運行管理や車両整備等について責任を負う主体を置かないままに、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としており、安全の確保、利用者の保護の観点から問題があるため、認められない。なお、スーパーシティに係る国家戦略特区法改正案審議における附帯決議において以下のとおり決議されている。「ライドシェア事業のような安全や雇用に問題が指摘されている事業の実証については、規制法令に違反するものが認定されることのないよう厳に対応すること。」
宮崎県延岡市	20)	空飛ぶクルマを効果的に利用するための制度設計を行うため、離発着場の要件、最低安全高度の要件について延岡市の独自基準を制定、また、試験飛行許可手続きについて延岡市が基準に従い判定できるようにするための制度改革	延岡市及び宮崎県北部地域における救命救急医療の拡充、災害時における医療や救援物資輸送の確保、ビジネスにおける移動時間の短縮等の為、延岡市に空飛ぶクルマが離着陸可能な拠点を整備し、空飛ぶクルマで救命率を上げるとともに、空港・延岡市間等の移動時間を短縮し産業振興に貢献する。	ヘリコプターと比較し、部品点数が少ないことによる導入・整備費の削減。垂直離着陸が可能なこと・騒音が小さいことによる離着陸場所の自由度向上、また、操縦が容易になるためパイロットを確保し易いなど。災害時には道路が寸断され孤立化した集落の救済や緊急物資搬送の用途としても活用が可能となる。	空飛ぶクルマのルール作りは「空の移動革命に向けた官民協議会」等で進んでいるが、全国一律の要件を決められることで、各都市の事情を汲み、安全サイドに倒した厳格な規制となる可能性がある。また、国が承認手続きを行うことで、許可されるまでのリードタイムが延伸する可能性がある。	航空法（例） 第79条等 場外離発着場の要件 第81条、第132条等 最低安全高度の要件 第10条、第11条 但し書き、第79条、81条、87条等 飛行試験に係る運航関連の各許可手続き・機体の試験飛行許可手続き	空飛ぶクルマの官民協議会のルールを踏まえつつ、離発着場の要件、最低安全高度の要件等について延岡市の基準を制定する。試験飛行許可の手続きについて、地域事情に詳しい延岡市が基準に従い判定することを可能とし、手続きを迅速化する。将来的には自家用免許でも空飛ぶクルマの飛行を可能とし、市民のオンデマンドによる事業も可能とする。	国土交通省	空飛ぶクルマの実現に向けて、「空の移動革命に向けた官民協議会」の下に「実務者会合」を設置するとともに、「機体の安全基準」、「操縦者の技能証明」、「運航安全基準」の3つのワーキンググループを立ち上げ、制度の方向性について更なる議論を進めているところ、引き続き検討を進めてまいります。なお、空飛ぶクルマの自家用機としての使用については、長期的なユースケースの課題として将来的に検討して参ります。
宮崎県延岡市	21)	防災という高い公益性の下、所有者が意思決定していない建物物件の借用や転用を可能とするための特定空き家の基準の緩和	被災可能性を示すハザードマップ等のデータベースと空き家所在データベースを重ね合わせた上で、「空き家特措法」上の規制を緩和し、所有者の了解が得られにくい状況にあっても公益性の高い空き家については、災害時の拠点として確保できるようにする。	災害が恒常化している中、災害時の避難所や支援物資置き場、支援スタッフの滞り場等の確保が可能となる。	空き家となっている物件について、現行制度では防災上安全であると判断される物件について災害時に有効活用することができないため、自治体は、空き家を地域における災害時の拠点として活用し、地域の防災力向上につなげることができない。	空家等対策の推進に関する特別措置法 第14条（特定空き家に関する措置） 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）別紙1-4	空き家特措法に例外規定を設け、同法第14条第1項の「指導」開始後2年程度以上経過している物件について、所有者または相続人に通知をしようとして、防災という高い公益性の下、所有者が意思決定していない建物物件の借用や、所有者の了解なしでの転用を可能とする。	国土交通省	空き家の所有者等の承諾なく災害時の拠点のために空き家を活用することは、当該所有者等の権利を侵害するものであることから所有者等への通知のみでは認められない。空き家であっても、その活用に当たっては、所有者等が判明している場合は当該所有者等の承諾が、所有者が不明又は不在等の場合は財産管理人の選任申立て等により選任された財産管理人の承諾等が、それぞれ必要となる。
宮崎県延岡市	22)	住民の固定資産税に関する情報の目的外利用に関する緩和	空き家状態が長期化している所有者等が意思決定していない建物物件について「空き家特措法」等の改正により、所有者または相続権者の了解がなくても、固定資産税の家屋調査の情報や、IoTカメラツールや3Dモデリング設計ツール等を活用して、売却予想価格を算定し、利活用を促進する。	空き家を経済的に活用するため、リノベーションを低コストで実施可能な間に行政が介入することで、保安上の危険、衛生上有害となる恐れ、景観を損なう状態などの不適切である状態になる前に空き家への対応ができるようになる。このように、売却予想価格や利活用費用算定を提供することで、市外からの移住または二地域居住を希望する者として市が認定した者と、空き家の所有者または相続権者とのマッチングを図り、延岡市の定住人口や関係人口の増加を図る。	「特定空き家」になる前の立入り調査の段階で、固定資産税の家屋調査の情報等を組み合わせることで、資産としての利活用を図ることは、現行制度では予定されていない。固定資産税の家屋調査の情報は、有用な情報ではあるが、他の職務のために活用することができない。	空家等対策の推進に関する特別措置法 第14条（特定空き家に関する措置） 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）別紙1-4 地方公務員法 第34条	立入り調査の時点において、「特定空き家」でなくても空き家の利活用促進を目的として、特別な方法を講ずることにより、売却予想価格や利活用費用を算定・提示して流動化を図ることができるようにする制度の創設。 固定資産税の家屋調査の情報について、空き家の資産価値算定、利活用費用算定のために活用すること（現状、目的外利用）を許容する	国土交通省 総務省	固定資産税の課税情報の内部利用については、事案の重要性や緊急性、代替性手段の有無、全体としての法秩序との整合性等を総合的に勘案し、保護法益間の比較考量を慎重に行った上で、情報提供が必要と認められる場合について、法令の規定に基づき、必要な範囲内で行うことが適当であるとされている。他方、空家等対策特別措置法第10条第1項に基づく内部利用の対象外の情報であっても所有者の同意を得れば利用することが可能であり、ご提案のような空家等の利活用を目的とした家屋情報の利用は、本人の同意を得て行うことが原則であると考えている。なお、特定空家等の発生予防的観点からすれば空家等の所有者等の注意を喚起することが重要であることから、空家等の所有者の注意を喚起するための取組事例及び固定資産課税台帳情報の利活用に関して所有者の同意を得るための取組事例についての事例集を国土交通省のHPIに公表の上、市町村に周知している。https://www.mlit.go.jp/common/001397793.pdf